

発行所 (郵便番号100)

東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007-1447

編集責任者 堀内六郎

印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)

1982年3月25日発行

第14巻 第3号
(毎月1回25日発行)

昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 14 No. 3号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

スウェーデンの聴力障害者向けTV

Television for the Deaf in Sweden

NHK総合放送文化研究所 秋山隆志郎

Takashihiro Akiyama

スウェーデンは、聴力障害者向けテレビ番組の放送について大変積極的である。聴力障害者向けテレビ番組として、はじめて手話(しゅわ)番組が放送されたのが1967年だというから、日本よりちょうど10年早いことになる。1979年からは「文字テレビ放送」も始まり、この中でも聴力障害者に向けてのいろいろなサービスを行っている。

手話番組のひとつに“Kontakt med tecken”がある。これは、健聴者に手話を教える番組で、主として聴力障害者が出演者となって、寸劇をもとり入れて、手話の初歩を教えている。この番組は、家庭で視聴されているだけでなく、スウェーデン各地の学習サークルでも教材として用いられている。

“Noveller på teckenspråk”という番組もある。これは、スウェーデンの現代作家10人に、手話のための創作小説を書き下してもらい、これを、それぞれ異なった10人の手話演技者により、手話で語らせた15分番組である。手話を知らない健聴者が見てもわかるように、声優による語りもついている。

スウェーデンでは、手話もスウェーデン語と並ぶ、ひとつの言語であるという考え方が強い。スウェーデンの健聴者の言語がスウェーデン語であるのと同様に、スウェーデンの聴力障害者の言語がスウェーデン手話なのである。

文字放送(一般のテレビとは別に、文字だけをテレビ画面に表示する新しい放送方式)は、現在

西ヨーロッパのほとんどの国で実施されているが、スウェーデンでは、これを特に聴力障害者のために活用している。聴力障害者のための生活情報、ニュースなどのほかに、ドラマやドキュメンタリーに字幕をつけ、耳のきこえない人々のためにサービスをしているのである。

スウェーデンろうあ連盟では、自らテレビスタジオを持ち、健聴者と聴力障害者が一緒になって、手話によるテレビドラマを制作しているが、これもスウェーデンならではのユニークな番組であろう。

現代、最もポピュラーな情報・娯楽伝達手段であるテレビを、聴力障害者も等しく享受する権利がある。これがスウェーデン国民の基本的な考え方のようである。

目次

スウェーデンの聴力障害者向けTV	秋山隆志郎… 1
高齢化社会視察調査団について(1)	小野寺百合子… 2
高等教育との結婚 (トールステン・フセーン)(6)(完)	中嶋博訳… 3
1982/83年度予算案とスウェーデン版行政改革 (つづき)	松下正三… 7
研究会ニュース(教育・文化研究会)	8

高齢化社会視察調査団について (1)

Research Group Tour on the Old-aged Society

理事 小野寺 百合子

Director Yuriko Onodera

昭和56年8月～9月、当研究所はスウェーデン他4ヶ国へ高齢化社会視察調査団を出した。調査団についての報告は、月報、Vol. 13の9、10、11号に載っている。わたくしども夫婦はスウェーデンだけ同調査団に同行した。スウェーデンにおける1週間のスケジュールはスヴェンスカ・インスティテューテット(SI)の好意ある計らいのおかげで、ストックホルム到着の日の午後から始まり、滞在期間中、午前と午後ビッシリと訪問先が決まっていた。しかも各訪問先は例外なくわれわれを快く迎え、視察目的に合致した講義や説明を聞くことができ、ときには映画の用意までであった。これだけ充実した勉強ができたことについては深くSIに感謝しなければならない。

スウェーデンが世界第一の長寿国であること、65才以上の老人の総人口に対する割合が日本の7.4%に対してスウェーデンは倍の15% (1975年)であること、老人福祉が社会福祉全般の中でも特に充実し老人天国といわれていること、等々はすでに広く知られている。それが経済不況、財政赤字、インフレ率2ケタという現況のもとで、どんなことになっているか、わたくしどもは大きな関心をもって出かけたのである。

成田でSAS機に乗り込むとすぐに配られた新聞スヴェンスカ・ダーグブラーデットには、大見出しで「年金を下げ税を上げなければ、インフレ対策は空虚になる」とあり、「ここ数年は年金が年12～15%も増額になっている。インフレの天井を7%に押えようとしているのに、年金は5～8%も上廻っている」という記事があった。老人福祉の根本に関わる年金がどう取扱われているか、期待を新たにスウェーデン入りをしたわけであった。

SIが用意してくれた訪問先は、山上団長がすでに報告されているが、それぞれが抱える悩みを生の声として聞かしてもらえたことは、貴重な経験だっと思うので、その中からいくつかを拾って、わたくしの理解できた限りを報告したいと思う。

公的年金その他の給付の計算の基礎になっているのが「基礎額」であって、これは消費者物価指数の上昇分にスライドして多くなるものになっている。それが1981年1月1日から、基礎額は消費者物価指数から燃料費(主として石油)と給料と付加価値税の上昇分は除外することになった。したがって年金額の上昇は鈍化し、老人の生活はそれだけ苦しくなったことを意味する。このことは各訪問先で指摘された。

スウェーデン経営者連盟(SAF)

年金制度の将来の見通しでは、基礎額に以上のような手を加える程度では追いつかない事態になるだろう。経済の低成長、貿易収支のアンバランス、国家財政の赤字等々から、年金制度そのものを、ここ10年くらいの間に再検討しなければなるまい。それには年金の満期々間を30年から35～40年にする案、年金年齢を65歳から67～68～70歳にする案などもすでに出ている。ただし若者の失業が多い現在、高齢者の雇用期間の延長につながる年金年齢の延期は、口に出すことのできない状況にある。

現在の年金年齢65歳は、国法で停年々齢と決められているわけではないが、年金が支給されれば周囲の事情から退職せざるを得なくなっている。それを65歳以後も期限つきで労働市場に残そうという議論がすでに国会内にあり、81年秋の国会には提議されるはずである。国会が2年前に行った年金者を含む61歳以上の人の意識調査によれば、65歳以後も働きたい(常勤またはパートタイム)とするものが25%であった。

次にSAFで示された数字を紹介することにする。

年金者1人当りの現役労働力の推移

1960	1965	1970	1975	1980
3.6人	3.3人	3.0人	2.6人	2.3人

年金者の現役労働人口に対する割合の推移

1977	1980	1984	2000	2020
0.15%	0.18%	0.21%	0.27%	0.34%

(つづく)

高等教育との結婚 (6) (完)

A Marriage to Higher Education

ストックホルム大学名誉教授 トールステン・フセーン

Prof. Torsten Husén

高等教育に関する比較研究

1964年のこと、学校教育庁長官としてわが国の学校改革の推進に中心的役割を演じ、親しく一緒に仕事もした、新しくスウェーデン大学総長となったニルス・グスタフ・ローゼンから、大学教育の教育学を探究し、新任教員の教育学的訓練の勧告を開発する委員会の委員長を引受けてくれないかと相談をもちかけられた。その委員会は、全ての大学におもむき、教授、助手、学生らからの事情聴取を行っていた。それによって得られた調査結果に基づいて、委員会は適切な基盤に立つ教育学コースおよび実践的訓練を提案することになった。われわれの委員会が報告書を提出してから一年後、大学総長は、ウップサラ大学学長トルグニー・セーゲルスレットが議長をつとめる広範な任務を荷った委員会を任命した。委員会は、高等教育における教授活動の全般にわたって調査するにあつたが、それにはその制度上の改革も含まれていた。その勧告を基礎とし、研究・開発局が、大学構内に関する教育学コンサルタントとして大学庁に設置された。

大学教育問題に取り組んでいる多くの人びとは、もしも教授法が、正しい学校教育学に基づいてつくられた指針にしたがってより効果的かつ適切となるならば、学生の脱落率および試験による失敗者は著しく減少するであろう、と信じていた。これはたとえ、単なる教育学の問題というより、質が少くとも問題にされなくてはならないという論議が起つたとしても、教育工学とティーチングマシンが教育の万能薬とみなされていた時代においてはあまりにも不都合なことであつたので、われわれは、大学レベルで教育学コースの価値に明確な疑問を投げかけたりはしなかつた。ただわれわれの多くは、良い教授法の確立されている原理や法則を無視しているにもかかわらず、演習や講義で学生たちを魅了することに成功している専攻分野の教授たちについて例証することができる。学生たちは、学生生活のほぼ全期間を、自分たちが興味をもっている学科ではなく、幅の広い一般教育

に属する学科を履修することを強いられている。大学レベルでは、研究計画とそれを構成する学問領域は、通例学生たちによって選択されることとなっている。学部に関して問題となるのは、学問の発達についてゆけるような高い能力レベル、および研究分野に取りつくのではなく、深くかかわる姿勢、そして、とりわけ若い人びとの考察範囲をどのように広げるかを彼らに教えることにより、彼らの発達に貢献しようとする強い熱意である。私は、ヨハン・ランドクウィストをその例として挙げた。彼が想像上の空間をみつめ、豊かな雪の光のような彼の目にあらわれたすべての連想をとらえようとしながら机の後ろにもじもじと立っている時、彼の講義はなめらかに長いモノローグを展開してゆくのであつた。

われわれ委員会が活動を開始したころ、アメリカのいくつかの大学では、制度化された研究と称する体制がすでに確立されていたことを知っていたが、ヨーロッパでは、大学教育に関する研究と同様、制度的背景をもった高等教育に関する研究は、ほとんどなされてはいなかつた。

1960年代半ばプリンストン大学でなされたジェームス・パーキンスの講義と同様、マルティバシティに関するクラーク・カーの諸論文 (Kerr, Clark. *The Uses of the University*. Cambridge, Mass.: Harvard University press, 1963) によって、われわれは知的好奇心をそそられた。この二つは後に、重要な学習経験を私に与えてくれる道具となつたが、それらは、エリートの無関心と象牙の塔の保護をもちや受け入れようとしないう社会において、大学の果たすべき役割は何かという哲学を、私にたたきこんだ。私は後に、多くの国際的なセミナーや会合でカーやパーキンスと共に過したことによって、彼らと親しくなることができた。

1966年の終わり頃、私は、当時コーネル大学総長であつたパーキンスと会つた。彼は、ジョンソン大統領から、代表的な国際教育学者たちにより共通な教育問題について話し合う会議を召集する

よう依頼されていた。1967年初頭パーキンスは、私および他の25名の者を、バージニア州ウィリアムスバーグで開かれた準備会議に招待した。この会議は、米国議会が国際教育法を承認したにもかかわらず、何らの基金の設置を承認しなかったという事態、すなわちその関係者、少なくとも法案の作成にあたった文化・国際問題担当国務次官チャールズ・フランケルにとっては非常に不満足な事態が発生した時に開催された。

後にパーキンスは、教育開発国際協議会（ICED）と称された国際協力のための私立の団体を設立した。彼は、ウィリアムスバーグ会議で確立されたネットワークを利用したのであった。その会議の参加者の何人かはその組織の役員として招かれたが、組織の主な目的は協同研究の促進であった。しかしながら、それが与えた最大の影響は、疑いもなく、パーキンスが議長をつとめ、コロラド州アスペンのアスペン人文研究所によって後援されたセミナーによって成就したものであった。（参考文献省略）。

後に構築された私なりの座標によれば、スウェーデンにおけるU68改革についての私の論文（Husén, Torsten, Universiteten och forskningen ((The Universities and Their Research)), Stockholm; Natur och Kultur; 1975a.) に述べられているような、今日の社会において大学が果たすべき役割は何であるかという論旨の展開によって、これらのセミナーが非常に重要な位置を占めてきたと考えている。

大西洋をはさんでの仲間の相互作用は、とくに高等教育に関する問題では、私以上に経験豊富で、それに人生の多くを捧げてきた人から洞察や知恵を与えられた。行政にたずさわった経験のある人びとが、大学の学者についての私の“ロマンチックなあるいはノスタルジックな思考”に向けて批判的な姿勢をとるのは、全く意味がないとはいえない。彼らの懐疑論は、私の学問信条にのっとる議論を尖鋭化させた。ここ年間に2～3度会ったアメリカの大学の総長は、同一集団の第一人者として選ばれる伝統的なヨーロッパの大学の学長が示しているような大学管理の型を、全く同じように理解することは到底できない、と思われる。

ICED計画の枠組の中ではジェームス・パーキンスは、比較高等教育という学問領域の促進に力を入れていた。それは、第一回のICED理事

会の議題でもあったし、それは、幾つかの実り多い計画の船出への導いた。各国の中等教育制度の比較的評価的研究に長年を費した後、ICEDとの協同は、高等教育制度をも研究対象に含むことによって、私の視野を広げることに役立った。

比較研究促進の一環としてパーキンスとカーは、1973年、ヨーロッパ高等教育の中央管理機関の代表者に接近すると共に、彼らとカーネギー委問会の委員たちとの会合を提案した。これによって二つのセミナーが開かれることになり、そのうちの一つはストックホルムで開かれた。それには、北欧四か国の学長たちや文部省の大学問題担当者が参加した。U68委員会のすぐ後に行われたストックホルム・セミナーは、第三教育段階全体の構造、管理、運営の完全改造に関する提言を含んだ主な報告書を提出した。U68委員会は、五つの主な職業領域—社会科学・行政職、教育職、技術職、社会福祉医療職、報道関係職に関する教育課程内に組織された巨大な職業指導コースを頭に描いていた。これはリカレント教育の講義が盛んに行われていた最中のことであった。そのため委員会は、自らの経歴に適應した特殊能力を得ようとする、多数の職歴を有した成人たちの高等教育への参加を計画したのである。そこでは、学生が全教育課程を履修することは期待されておらず、むしろ彼らにとってとくに有益と思われる一つのコースを履修することが望まれていた。

カーネギー委員会とU委員会の代表との対面は、十分記述する価値があると考えられる。会場の上座には、その総括的な報告においてカーネギー委員会を引き合いにさえ出さなかったスウェーデンの高級官僚グループと共に、第一級の専門性をほこる内外の高等教育に関する報告書を作成し、高等教育のすべての部面を調査したアメリカの委員会の人が着席していた。人びとは、U68委員会はスウェーデンの高等教育のみがその名に値すると考えている、という印象を受けざるを得なかった。そのうえ、カーネギー委員会が、教授と研究との関係といった高等教育における基本的諸問題を丹念に調査していたのに対して、U68委員会は、大学における研究状況とその役割という問題のみか、それが学部・段階での教授とどのように関係するかという問題についても調査してもいなかった。（訳注：U68とは1968年度中央教育審議会の略称）

不治の学徒の信条

私の信じていることがらが、大学と学究生活にとって非常に重要であるということを綴ってゆくなかで、そうしたことが安易に自己満足のものとなってゆくのではないかという疑義のわくことは百も承知している。私は、しばしばこのことを友人や私が懲らしめた官僚たちによって想起している。それゆえ、最初から私に、そのような人生が特権的なものでありうる、とりわけ私の人生は特権的なものであったということに私が気付いている、ということ宣言させてきたのであった。官僚の干渉に対する私および同僚による非難、および公共部門に対する責任性の要求にもかかわらず、われわれは、いまだに顕著な自治と自律によるゆとりを享受している。政府や労働組合が作り出す規制の量が増大しつつあるにもかかわらず、教授たちは依然として自分の時間の主人でありつづける。より応用的な研究を引き受けて、社会に貢献すべきであるという圧力があるにもかかわらず、われわれは未だに、われわれの多くが主要な仕事だと考えている多くの基礎研究に取り組んでいる。規制が増加するにもかかわらず、多くは依然として、コンサルタントとして特別の手当てを得るために時間を費すことができる—もちろん、少なくともスウェーデンでは、われわれの俸給による購買力が徐々に減退している時、それが活発になるのであるが—。

おそらく拡大化しつつある官僚制は、マーチン・トロウによれば、私的な人生とでもいう大学生生活の核に未だ大きな悪影響を及ぼすまでには至っておらず、研究過程はそれ自体小さいものだが、創造的であり、針の穴をも究めようとするとする過程からも新たな洞察力や知識が生まれてくる。こうした過程は、伝統的な行政上の手続きになじみず、しかも大抵の場合行政上の問題にからまれて進歩を防げられてしまうのである。(Husén, Torsten, "Educational Research and Educational Reform; A Case Study of Sweden.; In Impact of Research on Education; edited by Patrick Suppes, 523-29. Washington, D. C. National Academy of Education, 1978.) 本質的に学問の府における教授と研究の様態は統治されるものではない。

たとえば、アメリカの大学に関するパーソンズとプラットの著書 (Parsons, Talcott, and Ge-

rald Platt, The American University, Cambridge, Mass.; Harvard University Press, 1973) は同様の立場をとっている。すなわち、大学は、その国を代表する研究者たちによって導き出され、制度化された基礎研究のための場所であるというのである。仮にそのような立場が受け入れられるならば、それは、私の国を含むいくつかの国における高等教育の今日の発展に逆向するような結果を導くであろう。近年、日常の学問営為に対する官僚主義的規制と機関の管理に関連し、そそら二つを包囲するような一つのパターンが顕在化しつつある。公共の利益の名のもとに、様々な団体、たとえばスウェーデンでは、多くの私的組織もそれに加えられるが、上は大学管理の頂点に立つ大学管理委員会から、下はカリキュラム評議会に至るまで、労働市場組織や学生組合などから推挙された人びとによって代表されている。通常の研究および学位請求研究に属することがらのために設立された、スウェーデンで学部評議会と呼ばれる組織でさえも教授たちの中では少数派である。

公共の利益と参加の理論は、容易に、勢力や権力の資源として能力をとらえる理論と衝突してしまいがちである。こうした制度の包括的的目的は、全てのレベルの学生たちにより高い能力を供与することにある。この結論は、特権および勢力の量は能力レベルと相互に関連し合っているというものである。これは、少なくとも、教授封建制という大学の制度にその理論的基礎を与えている。しかし仮に、決定が、現在そのような事態になりつつあるが、労働組合や政治権力にその基礎をおくのであれば、プロジェクトの選択のような、研究政策は、学問の府の純粋な利益とは異質な利害関係によって決定されるであろう。基礎研究が制度化されている“唯一”の場である大学に対する圧力、すなわち大規模の応用研究を引き受けることを要求する圧力は、社会のためになされる他の行政サービスの遂行はもとより基礎研究の遂行をも後退させてしまうであろう。

実際上の仕事では、高度な基礎研究が、今日のマス化された大学に期待されている日常的な仕事から壊滅的打撃を受けないようにする、遠心的なむしろ分散的な力が働いている。そこには、少なくとも最近の大学改革が、まさに実質上全ての人びとの手の届く範囲に第三教育段階を設定したス

ウェーデンにおいてはある危険が存在している。教育履修証は、徐々に、第三段階の教育の一般的入学許可規準としての年令や労働経験に代えられてきた。最近における最も著しい変化は、大学が高度に分化された職業志向コースの制度をとるようになったことであり、その制度は、成人学生の経歴に適応させるものであるが、そのような経歴は、彼らが得ようとしている市場性のある能力を特殊なものにしている。一定の専門職のための能力を明瞭に規定しており、学位授与課程をともなっていた以前のシステムは、少数者に開かれている。大学改革が発効した1977年秋の時点で、ストックホルム大学に所属していた学生の約60%は25才以上の人びとであり、その大部分は、全教育課程を履修するためにはなく、特殊な職業領域に必要とされる能力を育成することを目指す一つのコースを履修するために、大学にきているのであった。

スウェーデンにおける高等教育の構造、管理、運営を全面的に変容させた新制度、すなわちU68によって計画され、1975年の法律によって施行されることとなった制度は、“教養”教育およびそれ自身のための知的探求の小さな活動の余地しか残さないところの高等教育哲学に、大きな影響を与えている。“ぜいたくな学問”とされている人文科学をひき合いに出す限りでは、そのことは明らかである。

高等教育の管理と運営の双方に関する基礎研究にとって新たな状況といえるもの、たとえばスウェーデンの高等教育改革によって作り出されたような状況が与えられているが、私は、われわれがヨーロッパの大学では伝統的に学部レベルの問題である教授と研究との密接な関係を維持することは不可能である、という確信を深めてきている。解決策は、ヨーロッパにおける分化された公共的高等教育制度の線にとって求められるべきである。その制度とは、すでに学部レベルで、研究者に必要とされる純粋な知的興味と潜在能力とを有する才能ある若者が教育されるといういわば選別的エリート機関を考えることである。これは、米国における高等教育の高度に多様化した領域において、歴史的継続性をともなって発展してきている。もしも、平等化の時代において、このことが受け入れがたいとするならば、選択すべきことは、大人数の学生が在籍している大学の“中に”、

独立分割管理というかたちをもった、多かれ少かれ性を保持する大学院を設置することである。私は、このことを『総合大学と研究』Universiteten och forskningen という本の中で述べている。ミネルヴァの『岐路に立つスウェーデン大学の研究』という論文(Husén, Torsten ‘Swedish University Research at the Crossroads. *Minerva*, 14 (Winter 1976-77) 420-46)は、その要訳であるが、ここではそれについて詳細に述べるといふ繰返しをさげたい。スウェーデン語で書かれた原文を完全に英語訳したところから引用するだけで十分であろうから、それを以下に示してみよう。

厳密に特殊な職業で提案されているようなを目指しているコース制度と、その目的のために“仕立て上げられた”コース制度は、社会において唯一大学のみがそれに責任を負うところの学問志向研究と両立しない。もしも、そのような制度が導入されるならば、それは、たとえば外部者が自ら考える学習の計画書に従って諸コースを用意するというような、優先権の徹底的ともいえる再整理や、学問に対する忠誠の放棄というものを、各分野から出てくる知識の基本の代表者たちに強いることになる。そのようなコースの知的性質とその基準は、学問を代表するというよりも公共の利害のようなことがらに大に関わっているものを代表する人びと、および労働組合の代表者等によって決定されることになる。

この基礎的なジレンマに対する急進的な解決策は、学部教育と研究および大学院教員とを行政的に分離することである。前者の型の学部は、主として、中等学校出たての若者だけでなく労働経験を有し、彼らの職能とその市場価値の向上に役立つところの輪郭がはっきりとしておりかつそれによってつけの性質を有するコースを期待する成人のためにも施される厳密な職業指導を含んだコースを提供する、第段階の学校やコミュニティ・カレッジのような性格を有するものとなる。基礎研究と大学院教育は、それぞれが分離している諸施設でなされることとなる。

ある晩さん会で、私の妻は、スウェーデン社会民主党の代表的論客の一人であった人物の隣にす

わった。そこで、彼女は偶然に、教授の俸給の沈下に気付いた。スウェーデンでは、最近導入された画一年令手当を除き、教授の格付けおよび勤続年数にかかわらず全教授の俸給は同一である。そこには、とりわけインフレ時に最高賃金に影響を与えるところの、最低賃金の底上げによる範囲の縮小と進歩的税制との結合を通じて平等化を計る慎重な俸給賃金政策がある。スウェーデンでは、教授への税率は、約55—60%である。最近10年間に、税金を支払った後に残る可処分所得は約40%ちど減退してきている。

私の妻の同席者は、教授のような刺激的な、挑戦的なそして社会的に高いとみなされている仕事をもつ人は、だれもがみくびる単純で上品といえない仕事をもつ人以上の給与をもらうべきではないと答えた。そのうえ、教授は、すでに国庫から支出される教育費をうけることによって、すでに特権を与えられている。彼らは、他の人びとよりも多額の給与がもらえるべきであると期待する権利をもっていないとした。私は、自らの経歴を考慮してこの議論の合理性を主張している、若い学者によるこの点に関する意見を聞いたことがある。しかし私の同世代に属する人びとはわれわれ教授の地位をめぐる研究と闘争については、異った状況におかれていた。われわれは、学部学生の時の研究、大学院生の時の研究の経済的基盤を確立しなければならなかったが、そうした研究は、ほとんどの場合、正規の銀行貸与金によってまかなわれていたのであった。国家は、後になるまで何らの補助金も供給しなかった。ごくわずかの無利子貸与金以外のいかなる貸与金もなかった。大学院での研究のためには、ほとんどいかなる援助給与もなかったため、それは非常勤の仕事を基礎になされねばならなかった。博士論文候補者でさえ、論文作成のための費用を支出しなければならなかった。というのは、博士論文は印刷されて発表されねばならなかったからである。博士以後の段階でも、実質的には、研究者を援助し研究に必要な費用をまかなうことのできるいかなる研究基金も存在していなかった。博士論文審査の一年

後、私は125ドル相当の研究費を受領した。それは、一か月の無給休暇の間になされた研究を完成するために必要とされた事務補助に支払われるためのものであった。こうして私の世代の大学人がその生涯を始めた状況は、私の妻のテーブル仲間が覚えていたものとは実際はかなり異なっていた。

しかしながら、全体的にみて、報酬の低下にもかかわらず、不満の余地はまずない。幼児から停年までの体系的、社会的、教育的平等化政策、それは同一歩調をとらねばならないのだが、それを有する社会において、行政上の責任の差異と一致することのない給与の幅広い差異を維持することは矛盾することかもしれない。つまり、教授は、環境が彼らに与える圧力や重い仕事の心労をかけられている中央の諸機関の責任者ではない。彼らは、自己統制された仕事の幅の広いゆとりを楽しむのであるが、在職者には、彼がいかにしていつ彼が果そうと望んでいるのかの余地がいう大きく残されている。こうしたことは上級官僚の地位においてはなされ得ない。こうして、俸給の低下状況において支払われる額は、残されている自由のゆえに価値あるものとなる。

私は、数年で停年退職することによって、その生涯に一応のピリオッドを打つが、健康とエネルギーが許せば、あと何年でも仕事の習慣と生活の型式を大きく変えないで、追い求めることが可能なそうした生涯以外のものの追求を想定することが、まずできない。教授であるということは、主として、読むこと、考えること、書くことに夢中になって、知識の未知の境界の拡大を計ることにほかならない。しかしその役割のもう一つの刺激的な部分は、学究的生涯の追求に努力している若い人びとを導くことである。学者としての人生が私に与えてくれたものに深い満足感をもっているということを表明する十分な理由があるのである。(完)

(‘Journal of Higher Education’ 1980,
Vol. 51. No. 6 より 中嶋 博 訳)

1982/83年度予算案とスウェーデン版行政改革(つづき)

Statsverksproposition 1982/83

元駐スウェーデン日本大使館参事官 松 下 正 三
Former Councillor to Japanese Embassy in Sweden Shozo Matsushita

参考：社会保障の削減は如何なる経済事情の下に
あっても極力これを避けるのが社民党政府時代か

らの一貫した方針であった。よって、従来公的セ
クター膨脹に伴う財源の捻出は、企業主の負担

増、増税の他は軍事費抑制の形をとった。特に、軍事費の総予算に占める比率が、冷戦時代の17.2% (1965) を頂点として、その後のデタントの発展を背景に13.9% (1969)、11.3% (1974) と漸減し、遂に今次予算案の7%に低下したのはこの事実を端的に示している。

1976年秋の総選挙で政権が44年振りに社民党の手を離れ保守、中道政党に移行したが、その頃から始った経済不況にも拘らず新政権は敢えて社会保障に手をつけようとしなかった。多くの政治家は「社会保障に手をつけることは政治的にマイナスである」としてこれを忌避していた。しかし、79年頃から急激に膨脹した赤字財政の重圧、増税の余地がなくなった事、アフガニスタン事件を契機として次第に抬頭しつつある国防充実論等を背景に、スウェーデン政府も遂に客年度からこの聖域に踏み込むこととなったのである。

即ち、80年10月に開かれた通常国会に提出された政府の節約パッケージ 63億kr の中に次の項目が含まれている。

医療その他社会保障関係—10億850万kr、
診察料本人負担分 25krから40krに引上げ、
薬代本人負担分 最高25krから40krに引上げ
通院費本人負担分 13krから30krに引上げ
60才からの選択ペンションに対する補助率65%を50%に引下げる。

斯くてスウェーデン政府は2年続いて社会保障費削減を行うこととなった。社民党も当初はこのような政府の態度を“social disarmament”であるときめつけ、これを非難していたが、同党が政府の節約案に対し、80年11月6日提出した代替案において部分的にはあるが政府の社会保障削減案に同調している。これも注目すべき変化である。

<研究会ニュース>

教育・文化研究会

去る1月30日(土)に、NHK総合放送文化研究所の主任研究員秋山隆志郎氏を講師として、聴力障害者向けテレビ番組を中心に、最近視察されたスウェーデンの放送教育に関する講話をお願いした。

この講話の要旨は、当研究所月報の巻頭に掲載させていただいたが、スウェーデンでは手話が一つの言語として重要視され、ドラマ制作等によりその普及に努めている点など参考にすべきものが多いことを指摘されている。

下記の図書は、当研究所で一割引きで扱っております。ご用命下さい。

新刊のお知らせ

スウェーデン社会研究所編 序文 松前 重義
監修 平田 富太郎

スウェーデンの社会政策

- | | |
|---------------|--------------|
| 第1章 歴史的考察 | 第9章 消費者福祉政策 |
| 第2章 政党政治と社会政策 | 第10章 児童福祉政策 |
| 第3章 福祉財政政策 | 第11章 青少年家族政策 |
| 第4章 労働市場政策 | 第12章 高齢者政策 |
| 第5章 社会保険政策 | 第13章 男女平等政策 |
| 第6章 国政査察政策 | 第14章 障害者政策 |
| 第7章 土地・住宅政策 | 第15章 教育・文化政策 |
| 第8章 環境政策 | 第16章 福祉社会政策 |

295頁 定価 2,000円

発行所 株式会社 成文堂

東京都新宿区早稲田鶴巻町514 電話 03 (203) 9201